別記第二十九号の十五様式を次のように改める。

別記第二十九号の十五様式（第十九条の十九関係）　（日本産業規格Ａ列４）

※　登録番号	
※　登録・更新年月日	

登録支援機関　登録申請書
登録支援機関　登録の更新申請書

年　月　日

出入国在留管理庁長官　殿

申請者

1　出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の申請をします。
2　出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。

記

1 申請者に関する事項	①　氏名又は名称	（ふりがな）	
	②　住所（本店又は主たる事務所）		〒　－ （電話　－　－　）
	③　代表者の氏名	（ふりがな）	
2 支援業務実施体制に関する事項	①　支援業務開始予定年月日		年　月　日
	②　支援業務を行う事務所の所在地		〒　－
	③　特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	(1)　支援責任者の氏名（ふりがな）	
		(2)　支援責任者及び支援担当者の人数	支援責任者　人 支援担当者　人（うち支援責任者との兼務者　人）
		(3)　登録支援機関としての支援業務の実績、支援業務に要する費用の額等の公表場所	
		(4)　対応可能言語	語　語 語　語 語　語 語　語 語　語
		(5)　支援対象地域	

3 支援業務の内容及びその実施方法に関する事項	支援業務		内容及び実施方法
	①　本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供		□　特定技能基準省令第３条第１項第１号イに定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第２号及び同条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　〕
	②　出入国しようとする港又は飛行場における送迎		□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ロに定める事項を適宜の方法で実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　〕
	③　適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援		□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ハに定める事項を適宜の方法で実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　〕
	④　入国後（在留資格変更許可後）の情報提供	(1)　本邦での生活一般に関する事項	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(1)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　〕
		(2)　法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(2)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　〕